あじさい居宅介護支援事業所　運営規程

（事業の目的）

第１条　（株）サカイ・ヘルスケアーが開設する、あじさい居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条

１　事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたって援助を行う。

２　事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

３　事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、地域包括支援センターから紹介される支援困難ケースについては、連携を密にし、積極的な受け入れを行っていくこととする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　　あじさい居宅介護支援事業所

２　所在地　　東京都昭島市昭和町４－１１－２３原田ビル２０２

（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　　介護支援専門員　　１　名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。

２　介護支援専門員　　常勤職員　　３　名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間等）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から金曜日とする。

ただし、土・日曜日、祝日及び１２月３０日から１月３日までを除く。

２　営業時間　午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

３　上記の営業日、営業時間のほか、電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第６条　指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービス以外の支払いを受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

１　介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるよう居宅サービス計画を作成する。

２　利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

３　指定居宅介護支援の提供にあたって、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者に不当に偏することがないよう、公正中立に行わなければならないことを踏まえ、前６月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下、訪問介護等）がそれぞれ位置づけられた居宅サービスの数が占める割合、前６月間に作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの同一事業者によって提供されたものの割合について介護情報公表システムの運営情報において公表をする。また、各利用者に文書で説明し、同意を得る。

４　居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付する。

５　適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

６　課題の分析について使用する課題分析票はＭＤＳ－ＨＣ方式等を用いる。

７　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況（以下「モニタリング」）を把握するとともに、少なくとも月１回面接することにより利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更及びサービス事業者等との連絡調整その他便宜の提供を行い、１ヶ月に１回モニタリングの結果を記録する。

８　介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

９　介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

１０　市町村等からの委託を受けた場合、要介護、要支援等の認定に係る訪問調査を行う。

１１　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に交通費を要しても、交通費は請求しない。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、昭島市を主な区域とする。

（事故発生の対応）

第８条　介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速

やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情処理）

第９条　事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

１　事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

２　事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な助言を行うものとする。

３　事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自らが提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）　高齢者虐待防止検討委員会の設置・定期的な委員会の開催(年１回以上)

（２）　虐待を防止するための指針の整備

（３）　従業者に対し、虐待防止のための定期的な研修の実施(年１回以上)

（４）　高齢者虐待防止に関する担当者を定める

高齢者虐待防止検討委員会委員長及び高齢者虐待防止担当者を、統括マネジャーとする。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村・担当地域包括支援センターに通報するものとする。

(事業継続計画)

第１１条　業務継続計画(ＢＣＰ)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第１２条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練の実施により介護支援専門員に対し周知徹底を図り、感染対策の資質向上に努める。

(身体拘束に関する事項)

第１３条　利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。指針を整備し、従業者への研修会を実施。身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものと

する。

（その他運営についての留意事項）

第１４条　指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

採用時研修　　採用後３カ月以内

継続研修　　虐待防止に関する研修(年１回以上)
権利擁護に関する研修(年１回以上)
認知症ケアに関する研修(年１回以上)
倫理に関する研修(年１回以上)
法令順守に関する研修(年１回以上)
個人情報保護に関する研修(年１回以上)

１　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、事業所との雇用契約の内容とする。

３　事業所及びその従業者は、所在地域暴力団排除条例等に規定する暴力団、暴力団関係者であってはならず、並びにこれらの者と不適切な関係を有してはならない。

４　事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は（株）サカイ・ヘルスケアーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

この規定は、令和３年４月１日から施行する。

この規定は、令和６年４月１日から施行する。